

セーフティネット保証5号について

(R6.12.1)

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）は全国的に業種の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための制度です。この制度により一般保証とは別枠の保証が利用可能になります。

令和6年12月1日から運用の見直しに伴い、認定申請様式が変わりました。
従来の様式では申請できませんので、ご注意ください。

◎留意事項

- ・申請書等に記載された金額等に誤りがある場合、訂正印として会社の代表者印（丸印）を押印していただくこととなりますので、可能であれば代表者印を持参してください。
- ・認定書は、申請日からおおむね2日後（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く）に商工観光課の窓口でお渡しします。

◎申請に必要な書類

必要書類	イ. 売上高	ロ. 原油高	ハ. 利益率
セーフティネット5号 申請書（2通）	○	○	○
セーフティネット5号 売上高等記入書類	○	○	○
【法人】履歴事項全部証明書の写し（法務局・3か月以内のもの） 【個人】直近の所得税の確定申告書の写し	○	○	○
指定業種を営んでいることが確認できる書類の写し（取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証等） ただし、履歴事項証明書、確定申告書、決算報告書等で業種を明らかにすることができる場合には不要。	○	○	○
事業開始年月日が確認できる資料の写し （履歴事項全部証明書、開業届、許認可証等）	○	○	○
直近の決算書のうち、決算報告書の写し	○	○	○
申請書に記入した期間の売上高等が確認できる書類の写し※ （売上台帳・試算表、法人状況説明書等）	○	○	○
原油等の仕入価格、売上原価が確認できる書類の写し （試算表、売上台帳、仕入帳等）※		○	
申請書に記入した期間の営業利益が確認できる書類の写し （試算表等）※			○
委任状（金融機関等の方が申請業務を代行する場合）	○	○	○

※指定業種と非指定業種の両方を営んでいる場合、企業全体と指定業種それぞれ確認できる書類が必要です。

◎ 指定業種の確認について

申請する前に業種を必ずご確認ください。指定業種を営んでいることが申請の条件になります。

【中小企業庁ホームページ】

指定業種一覧 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

◎申請・問合せ先

八潮市役所 商工観光課 商工・労政係 TEL 996-2111 内線479・384

◎対象者要件と使用する提出書類の様式について

(イ) 売上高要件

業種	様式	認定要件
指定業種のみ	(イ) -①	指定業種に属する事業（以下、「指定事業」という。）を行っており、最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。
指定業種 +非指定業種	(イ) -②	指定事業と非指定業種に属する事業（以下、「非指定事業」という。）を行っている場合は、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。

(イ) 売上高要件（業歴1年3か月未満の創業者等）

業種	様式	認定要件
指定業種のみ	(イ) -③	指定事業を行っており、最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること。
指定業種 +非指定業種	(イ) -④	指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近1か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること。

(ロ) 原油高要件

業種	様式	認定要件
指定業種のみ	(ロ) -①	指定事業を行っており、(1) 最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、(2) 最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること、(3) 最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること。
指定業種 +非指定業種	(ロ) -②	指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近1か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占めており、かつ、(1) 中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、(2) 指定事業の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること、(3) 中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること。

(ハ) 利益率要件

業種	様式	認定要件
指定業種のみ	(ハ) -①	指定事業を行っており、最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること。
指定業種 +非指定業種	(ハ) -②	指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること。